

荒尾市指定給水装置工事事業者の処分等
の基準等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、荒尾市水道条例（昭和38年条例第9号。以下「条例」という。）第11条に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に対して、荒尾市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年企管規程第4号。以下「事業者規程」という。）第8条及び第9条の規定による処分及びこれに係る行政指導（以下「処分等」という。）を行う場合の基準及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(処分等の基準)

第2条 企業管理者（以下「管理者」という。）は、指定事業者が別表第1の違反行為の欄に掲げる行為（以下「違反行為」という。）を行った場合は、同表の違反点数の欄に定める違反点数を当該指定事業者が付すものとし、その累積点数（一の指定事業者につき、当該指定事業者が行った違反行為ごとに付した点数の合計をいう。次項において同じ。）に応じ、別表第2に定める処分等を行うものとする。

2 前項の規定による累積点数は、最後に点数が付された日を起算日として2年を経過しなければ消滅しない。

3 一の指定事業者が同時に2以上の違反行為を行ったときは、違反行為ごとの点数を付するものとする。

(処分等の手続)

第3条 管理者は、前条第1項の規定により行う処分等のうち行政指導を行うときは、行政指導通知書（様式第1号）により当該指定事業者に通知するものとする。

2 管理者は、前条第1項の規定により行う処分等のうち指定の停止又は取消しを行うときは、処分予定通知書（様式第2号）により当該指定事業者に通知するものとする。

3 管理者は、前条第1項の規定により行う処分等のうち指定の停止又は取消しの処分を行ったときは、処分決定通知書（様式第3

号)により、速やかに当該指定事業者へ通知するものとする。

4 処分等の手続については、前3項に規定するもののほか、荒尾市行政手続条例(平成7年条例第31号)の定めるところによる。
(指定の停止又は取消し後の工事の施行)

第4条 指定の停止又は取消しの処分を受けた指定事業者は、当該処分の期間中において全ての給水装置工事を施行することができない。ただし、管理者が必要と認めるときは、施行中のものに限って工事完了まで施行することができる。
(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

	違反行為	関係条例及び規程	違反点数
1	不正の手段により事業者規程第4条第1項の指定を受けたとき。	事業者規程第8条第1号	51点
2	事業所ごとに事業者規程第12条第1項の規定により給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)として選任されることとなる者を置かないとき。	事業者規程第5条第1号及び第8条第2号	51点
3	事業者規程第5条第2号に定める機械器具を有していないとき。	事業者規程第5条第2号及び第8条第2号	51点
4	次のいずれかに該当するとき。	事業者規程第5条第3号及び第8条第2号	—
	(1) 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であるとき。	事業者規程第5条第3号ア	51点
	(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。	事業者規程第5条第3号イ	51点

	(3)	水道法（昭和32年法律第177号）に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。	事業者規程第5条第3号ウ	51点
	(4)	法人であって、その役員のうちの前3号のいずれかに該当する者があるとき。	事業者規程第5条第3号カ	51点
		業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとして、次のいずれかに該当するとき。	事業者規程第5条第3号オ及び第8条第2号	—
5	(1)	給水装置申請書を未提出のまま工事を完了し、当該設備の使用が開始されていたとき。	条例第10条及び第11条第2項 荒尾市水道条例施行規程（平成19年企業管理規程第1号。以下「施行規程」という。）第7条 事業者規程第14条	10点
	(2)	給水装置申請書を未提出のまま工事を着工し、当該設備の使用開始前にその事実が判明したとき。		8点
	(3)	給水装置申請書を提出したものの、条例第10条第1項の規定による承認を受けずに工事を完了し、当該設備の使用が開始されていたとき。		6点
	(4)	給水装置申請書を提出したものの、条例第10条第1項の規定による承認を受けずに工事を着工し、当該設備の使用開始前にその事実が判明したとき。		4点
	(5)	給水装置申請書の記載内容に変更が生じた場合に、変更申請を行っていなかったとき。		3点
	(6)	条例第10条第1項の規定による承認を受け、給水装置の工事が完了した後、正当な理由なく5日以内に完成通知書が提出されなかったとき。	条例第11条第2項 事業者規程第15条第1項	3点
	(7)	完成通知書の提出後、正当な理由なく完了検査を受けなかったとき。		3点
	(8)	完了検査の結果、不良と認められた箇所について、指定した期間内に手直し工事が履行されなかったとき（材料及び構造の不備も含む。）。	施行規程第14条 事業者規程第15条第2項	3点

6	事業者規程第7条第1項各号に定める事業者に関する事項の変更があった日から30日以内に指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書を提出しなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき。	事業者規程第7条第1項及び第2項並びに第8条第3号	3点
7	事業の休止の日から30日以内若しくは事業の再開の日から10日以内に指定給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書を提出しなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき。	事業者規程第7条第3項及び第8条第3号	3点
8	事業者規程第4条第1項の指定を受けた日又は選任した主任技術者が欠けるに至り、当該事由が発生した日から14日以内に主任技術者を選任しなかったとき。	事業者規程第8条第4号並びに第12条第1項及び第2項	3点
9	主任技術者を選任し、又は解任した場合に、遅滞なく給水装置工事主任技術者選任・解任届出書を提出しなかったとき。	事業者規程第8条第4号及び第12条第3項	3点
10	主任技術者が2以上の事業所において選任され、その職務に支障があるとき。	事業者規程第8条第4号及び第12条第4項	3点
11	給水装置工事ごとに主任技術者を指名しなかったとき。	事業者規程第8条第5号及び第13条第1号	3点
12	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、適切な技能を有する者を従事させなかったとき、又はその者に監督させなかったとき。	事業者規程第8条第5号及び第13条第2号	3点
13	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	事業者規程第8条第5号及び第13条第3号	3点
14	給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めなかったとき。	事業者規程第8条第5号及び第13条第4号	1点
15	水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	事業者規程第8条第5号及び第13条第5号ア	5点

16	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	事業者規程第8条第5号及び第13条第5号イ	5点
17	指名した主任技術者に、施行した給水装置工事ごとの記録を作成させなかったとき、又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	事業者規程第8条第5号及び第13条第6号	2点
18	給水装置の検査に際し、管理者が主任技術者の立会いを求めたのに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。	事業者規程第8条第6号及び第16条	3点
19	管理者が給水装置工事に関する報告又は資料の提出を求めたのに対し、正当な理由なくこれに応じないとき、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	事業者規程第8条第7号及び第17条	3点
20	その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	事業者規程第8条第8号	5点
21	その他管理者が指定事業者として不適当と認めたとき。		状況に応じ、管理者が決定する点数

別表第2（第2条関係）

累積点数	処分等の内容
1点以上20点以下	行政指導
21点以上30点以下	1か月間の指定の停止
31点以上40点以下	3か月間の指定の停止
41点以上50点以下	6か月間の指定の停止
51点以上	指定の取消し

様式第1号（第3条関係）

荒 第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
氏名 様
(法人にあつては代表者の氏名)

荒尾市企業管理者 印

行政指導通知書

荒尾市指定給水装置工事事業者の処分等の基準等に関する規程第3条第1項の規定により、下記のとおり行政指導を行うので通知します。

なお、今後はこのような違反行為がないよう関係法令等を遵守の上、業務を行ってください。

記

指 導 内 容	文書警告	
理 由		
違 反 点 数	前回	点
	今回	点
	累積	点
備 考		

様式第2号（第3条関係）

荒 第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
氏名 様
(法人にあつては代表者の氏名)

荒尾市企業管理者 印

処分予定通知書

下記のとおり処分を行う予定であるので、荒尾市指定給水装置工事事業者の処分等の基準等に関する規程第3条第2項の規定により通知します。

記

違反行為の確認期日	年 月 日	
違反行為の確認場所		
違反行為の内容		
違反行為の種別		
違反点数	年 月 日	点
	年 月 日	点
	年 月 日	点
	累積	点
予定している処分		
その他		

様式第3号（第3条関係）

荒 第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
氏名 様
(法人にあっては代表者の氏名)

荒尾市企業管理者 印

処分決定通知書

下記のとおり処分を決定したので、荒尾市指定給水装置工事事業者の処分等の基準等に関する規程第3条第3項の規定により通知します。

記

停止（取消）決定日	年 月 日
処 分 区 分	<input type="checkbox"/> 指定の停止 年 月 日から 年 月 日まで
	<input type="checkbox"/> 指定の取消し
理 由	
備 考	

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に荒尾市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

また、上記の審査請求をしなくても、この処分（この処分について上記の審

査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に荒尾市を被告として(訴訟において荒尾市を代表する者は、荒尾市企業管理者となります。)処分取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。